

議案第 5 6 号

狭山市立学校設置条例の一部を改正する条例

狭山市立学校設置条例（昭和 4 3 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表狭山市立狭山台幼稚園の項から狭山市立柏原幼稚園の項までを削る。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 8 月 3 0 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立幼稚園の統廃合に伴い、狭山市立狭山台幼稚園、狭山市立新狭山幼稚園及び狭山市立柏原幼稚園を廃止したいので、この案を提出するものである。